

生産行程管理業務規程

作成日：平成 30 年 4 月 10 日

更新日：令和 6 年 4 月 1 日

1 作成者

住所：(〒850-0877) ^{ナガサキケンナガサキシツキマチ} 長崎県 長崎市 築町 1 番 16 号

名称：^{ナガサキ}長崎 ^{カイ}からすみの会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 高野 正安

ウェブサイトのアドレス：－

2 農林水産物等の区分

区分名：第 7 類 水産加工品類

区分に属する農林水産物等：加工魚介類（からすみ）

3 農林水産物等の名称

名称：^{ナガサキ}長崎 からすみ、Nagasaki Karasumi

4 明細書の変更

長崎からすみの会（以下「からすみの会」という）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

からすみの会は、生産業者に対し、明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 「原料となる魚種」

生産業者は、仕入伝票等により原料となる魚種の記録を保管する。

イ 「加工方法」及び「出荷規格」

生産業者は、明細書に記載された加工方法及び出荷規格の遵守状況の記録を、年に 1 度からすみの会へ提出する。

ウ 「現地調査」

からすみの会は、生産業者が明細書に記載された生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、現地調査を行い、遵守状況を確認する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

からすみの会は、上記（1）に記載の手順について、定期的にその妥当性を検証する。

